

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 7 月 16 日 (水) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席 部会委員 6 田口 慶則 • 7 野田 清太 • 14 池山 允敏 • 15 宮本 政春
16 中村 高之 • 17 西森 健統 • 18 結城 晉三 • 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上 9 名

欠席 部会委員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 5 号 非農地証明願について

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見書の提出について (所有権移転) <別冊>

議事の大要

議長	<p>それでは、第7回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日、欠席は24番 岡田 勇樹委員の1名で、出席委員は9名です。</p> <p>議事録署名委員、6番 田口 慶則委員、7番 野田 清太委員、よろしくお願ひします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知しましたとおりでございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事務局	<p>議案をご説明させていただく前に、恐れ入りますが議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書の14ページの議案第3号、番号11、この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。</p> <p>また、この削除に伴いまして、15ページの下の合計欄について、合計24筆を19筆に、計11, 947m²を10, 946m²に、そして畠9, 188m²を8, 187m²に、訂正をお願いいたします。</p> <p>訂正は以上でございます。</p> <p>それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から11で、件数は11件、合計面積は22, 313m²で、その内訳は田が20, 803m²、畠が1, 510m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から9で、件数は9件、合計面積は30, 888. 88m²で、その内訳は田が25, 471. 88m²、畠が4, 141m²、その他が1, 276m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地</p> <p>番号2 一般個人住宅用地</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は368m²で、すべて畠でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p>

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は181m²で、すべて畠でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田2.6ha
畠0.50ha 合計3.1ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 粟葉、申請地 稲葉町藤倉_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 22m² 外1筆、合計面積 126m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 多気、申請地 美杉町下多気白口_____、登記地目 田、現況地目 畠、面積 406m² 外2筆、合計面積 468m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は2件、合計面積は594m²で、その内訳は田が406m²、畠が188m²でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明がありましたら、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。7月7日に諸戸部会長、田口委員、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。渡人は労力不足で耕作困難のため、新規営農を希望している受人に売却するものでございます。現在休耕状態となっているばかりですので、早く耕作を再開するということはよいことだと思います。事務局の説明のとおり問題はないものと思います。

以上でございます。

議長 2番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。2番について説明いたします。7日に地元推進委員さん、事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方につき耕作が困難なため売却したいと、受人は購入した住居に滞在して、農業したいということでございます。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町宝録_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 684m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成12年頃に山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町濱塚_____、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 913m²の内200m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

令和6年7月頃に駐車場とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、申請地 榊原町横造_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 327m² 外1筆、合計面積 475m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成28年に山林として相続した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1, 359m²で、その内訳は田が1, 011m²、畑が348m²でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、続けてお願ひします。

田口委員 6番、田口です。これも7日に現地を見てまいりました。野田委員、諸戸部会長、推進委員4名で見てまいりました。事務局の説明どおりでございます。1番と2番も一緒です。よろしくお願ひします。

議長 3番、お願ひします。

野田委員 7番、野田です。これも7月7日に諸戸部会長と推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。もう相続しておりますので、植えた時期は不詳ということでございます。現地は相当山奥に入っていくところでございまして、周辺も山林化になっております。始末書も添付されております。事務局の説明のとおり、やむを得ないものと思われます。

以上でございます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町大沢池田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 458m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町狹見山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 131m² 外1筆、合計面積 349m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居明神町狹見山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 248m² 外1筆、合計面積 1,148m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 戸木町笠取_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 1,652m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 戸木町城山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 925m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は371.5m²、パネル設置率は40.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、申請地 新家町西林_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 873m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は340.9m²、パネル設置率は39%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 久居、申請地 新家町西林_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 971m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は433.9m²、パネル設置率は44.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号8、地区 久居、申請地 新家町東畠_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 755m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は340.9m²、パネル設置率は45.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 栗葉、申請地 稲葉町藤倉_____、登記地目 畠、現況地目 進入路、面積 25m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。
平成7年に進入路とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認
しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内_____、登記地目・
現況地目とも田、面積 753m²、受人 _____、渡人 _____.
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は346.1m²、パネル設置率は45.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ_____、登記地目・現況
地目とも畠、面積 208m² 外4筆、合計面積 1,031m²、受人 _____
、渡人 _____ 外3名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は454.6m²、パネル設置率は44%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。
番号13、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野西切_____、登記地目 田、
現況地目 畠・宅地、面積 393m²、受人 _____、渡人 _____.
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
昭和51年に住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを
追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 多気、申請地 美杉町下多気下之世古_____、登記地目・
現況地目とも田、面積 1,613m²、受人 _____、渡人 _____.
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は423m²、パネル設置率は26.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は10,946m²で、その内訳は田が2,759m²、畠が8,187m²でございます。
これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思
います。
1番から8番、続けてお願いします。

田口委員 6番、田口です。7月7日に現地を見てまいりました。野田委員と諸戸部会
長、推進委員4名と現地を確認しました。1番、2番、3番の、これらの場所
はほとんど同じですので、先ほどの事務局の説明どおりでございます。それと
4番も、これも一緒の7日に見てまいりましたけれども、これも畠をやめたい

ということで、畑を資材置場に売るということでした。5番について、これも事務局の説明どおりでございますが、何ら問題ないと思います。6番、7番も一緒に、8番についても同じく事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。よろしくお願ひします。

議長 9番、お願ひします。

野田委員 7番、野田です。7月7日に諸戸部会長と私、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。ここは宅地の一部に農地が残っております、その農地を住宅への進入路とする申請でございます。事務局の説明のとおりでございます。問題はないものと思われます。

以上でございます。

議長 10番、お願ひします。

宮本委員 15番、宮本です。7日に池山委員と事務局、それから地元推進委員立会いの下で確認をしてきました。内容は事務局の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 12番、お願ひします。

池山委員 14番、池山です。7月7日に宮本委員と事務局、地元推進委員2名で確認をしております。もう周辺ずっと太陽光が広がってきておるところでございますので、事務局の説明どおりで問題なかろうと、やむを得ないということで見てまいりました。以上です。

議長 13番、お願ひします。

西森委員 17番、西森です。7日に中村、岡田、西森農業委員、それから地元推進委員、それから事務局、行政書士というようなメンバーで見てまいりました。場所ですが、_____の北側でございます。現況としましては、宅地がもともと建っていて、その建物を残してそれをまた再利用して人を寄せるというような計画を立てているということで、しっかりと使っていただけるような話を聞いておりました。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 14番、お願ひします。

結城委員 18番、結城です。7日に地元推進委員さんと現地確認をいたしました。受人は申請地を譲り受けて、太陽光発電の施設とパネルを設置して売電したいということでございます。渡人は遠方により管理ができないため、売却をしたいということでございます。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り_____、登記地目 雜種地、現況地目 畑、面積 696m² 外1筆、合計面積 1, 786m²、借入_____、貸人_____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は1, 786m²で、すべてその他でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明がありましたら、地元委員のご意見をお伺いします。
1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。7日に野田委員、諸戸部会長、地元推進委員4名と現地確認しました。これも事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

- 事務局 17ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 川口、願出者 _____、対象地 白山町川口杉東 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 132m²。
これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、対象地に昭和53年
4月1日に物置を増築し、現在に至ることが確認できます。
- 番号2、地区 八ツ山、願出者 _____、対象地 白山町八対野奥田子 _____、
登記地目 田、現況地目 山林、面積 1, 586m²。
これにつきましては、三重県スギ・ヒノキ人工林林分収穫表により、対象地
に20年以上前に杉を植林し、現在に至ることが確認できます。
- 番号3、地区 太郎生、願出者 _____、対象地 美杉町太郎生上切 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 396m²。
これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、対象地に昭和43年
7月15日に建物を建築し、現在に至ることが確認できます。
- 以上、件数は3件、合計面積は2, 114m²で、その内訳は田が1, 586
m²、畠が528m²でございます。
これらの案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過して
いる土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当す
ることから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議長 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、お願いします。
- 西森委員 17番、西森です。7日に中村、西森農業委員、それから地元推進委員、
それから白山事務局、行政書士というメンバーで見てまいりました。場所ですが、
_____を東のほうへ700mほど進んでいただいた集落の中にあるんですけど
れども、現状としましては宅地の一部という形で利用されているような内容で
す。何ら問題ないというふうな話になります。
それから、2番の件ですが、これも農業委員は同じメンバー、それから地元
推進委員です。それから事務局と行政書士というメンバーで見てまいりました。
場所ですが、_____があるんですが、その奥になります。状況としましては、
完全に段々状態になっていたので、昔は田んぼだったのかなというふうなこと
を思い出ましたが、もう植林されたままで20年以上たっているということで、
あとは事務局の説明どおりです。
- 議長 3番、お願いします。
- 結城委員 18番、結城です。太郎生、3番について説明をいたします。7日に事務局
と現地確認をいたしました。現況写真も添付されておりますので、何ら問題は
ないと思います。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（貸貸借権、使用貸借）を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（貸貸借権、使用貸借）でございます。

それでは、1ページから9ページをお願いいたします。

件数は40件で、合計面積は103,791m²で、その内訳は、田が98,545m²、畠が5,246m²でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は貸借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 続きまして、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）でございます。 それでは10ページをお願いします。 件数は4件、合計面積は8,526m ² で、すべて田でございます。 こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出については、市町村は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、ご審議をお願いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	これらの案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 以上で、本部会に付議されました審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第7回第2農地部会を閉会します。

午後2時36分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年7月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____